

1. 組織名

一般社団法人日本貿易会

2. 提出意見①

該当する交渉分野

貿易救済

意見

アンチダンピング関税措置の乱発を防ぐ措置として、アンチダンピング発動のプロセス透明化、判断の早期化(暫定措置期間の短縮)を検討すべき。

3. 提出意見②

該当する交渉分野

TBT(貿易の技術的障壁)

意見

豪州の標準規格であるAustralian Standard特有の要求で、JIS等の他国標準規格適応品を排除する分野がある。これは、実質的な参入障壁であり、コストも割高となる。(Ex. NSW州の鉄道車両規格や鉄道レールの規格等) 事実上の非関税障壁であり、規格共通化の実現を望む。

2. 提出意見③

該当する交渉分野

原産地証明

意見

TPP協定に基づく取引発効後に関しては、原産地証明書に現地FOBの記載等を義務化する様なことは止め、純粋に貨物の原産地を証明するだけの記載内容とするべき。

3. 提出意見④

該当する交渉分野

貿易円滑化

意見

貿易関連書類(原産地証明及び検疫証明書など)について、作成プロセスの不明瞭化および、作成遅延による円滑な貿易業務の阻害が懸念される。そうした懸念事項への対応策として、オンライン化による書類作成プロセスの明瞭化並びに迅速化をお願いしたい。

1. 組織名

一般社団法人日本貿易会

2. 提出意見①

該当する交渉分野

貿易円滑化

意見

ベトナムにおける輸出入通関データが非公開であり、同国との輸出入分析が困難。

また、通関時要求書類が多い等、手続きが煩雑。
データの公開、また通関の簡素化を希望。

1. 組織名

一般社団法人日本貿易会

2. 提出意見①

該当する交渉分野

物品市場アクセス

意見

関税削減・撤廃を望むTPP参加国の関税

①シンガポール

タイヤ7%(関税削減・撤廃による当社取扱商品の価格競争力向上のため)

②米国

タイヤ4%(関税削減・撤廃による当社取扱商品の価格競争力向上のため)

フェノール、アセトン、BPA(各5.5%) (間税のかからない韓国企業との競争上の振りを取り除くため)

③オーストラリア

自動車、自動車部品(各5.5%)(現地生産、販売コストが高くなり、競争力の確保が困難。鉄鋼製品(5.5%)(販売コストが高くなり、競争力の確保が困難。)

④ベトナム

石油製品(7~18%)(同国向け石油製品取引において、国内生産品と比べ海外生産品が競争上不利となる。)

以下は対日輸入品目事例ですが、参考情報として記載致します。

・米国 天然ソーダ灰(3.3%対日輸入)(販売コストが高くなる。)

3. 提出意見②

該当する交渉分野

貿易円滑化

意見

(該当国)関係国全域

(現状・問題点)世界的にセキュリティへの対応と貿易円滑化の両立が求められる中、各国がそれぞれ独自のルール形成を行っており、相互承認とはいうものの物流円滑化での効果も判然としない。特に相手国の取り扱いがわかりにくい。

(要望) <貨物セキュリティルールの域内統一化、その安全性の中で貿易円滑化を図る。>

参加国の統一したセキュリティ水準をつくり、貿易上のセキュリティ関連手続きの統一化を図ることでTPP内の貿易円滑化を図る。

(例:各国で要求されるセキュリティレベルをTPPの枠内で統一し、“TPP-AEO”として認定を実施、そのAEOパートナーが関与する貿易取引にTPP全域で税関業務上のさまざまな優位な特権を与える制度の創設)

【参考】TPP交渉における交渉分野

物品市場アクセス	原産地規則	貿易円滑化	SPS(衛生植物検疫)	TBT(貿易の技術的障壁)	貿易救済	政府調達
知的財産	競争政策	越境サービス	商用関係者の移動	金融サービス	電気通信サービス	電子商取引
投資	環境	労働	制度的事項(法律的事項)	紛争解決	協力	分野横断的事項

4. 提出意見③

該当する交渉分野

貿易円滑化①

意見

(該当国)関係国全域

(現状・問題点)各国内における省庁間のシステムが異なることで、各国間の通関システムの連携効果が限られる。輸出国において相手国の輸入手続きの詳細が把握できず、手続き上の貿易障壁的な状況を生んでいる。

(要望)＜シングルウィンドウでの相互連携＞

TPP内において省庁間のシステムを束ねる国別のシングルウィンドウを構築し、その後通関システムの各国間の相互連携を行うことで相手国の税関手続きだけでなく他法令手続きを相互に確認できるようにする。日本ではNACCSがシングルウィンドウの役割を担うことになるがTPP内でも主導的な立場を取って推進してほしい。

5. 提出意見④

該当する交渉分野

貿易円滑化②

意見

(該当国)関係国全般

(現状・問題点)輸出入通関手続きが異なっており、各国で簡素化の進展度合いと手続の電子化度合いに大きな差がある。これらにより貿易手続きの円滑化が阻害されている。

(要望)＜域内の輸出入規制の簡素化＞

TPP加盟国間では基本的にBorderlessつまり国内物流と大差ない簡素化を進め、貿易の円滑化を図る。(例:①税関同士とのデータ交換により輸出国での手続きで、輸入が可能となる制度 ②AEOの相互承認により優良企業は輸出手続きをもって自動的に輸入許可する制度 ③無税品に消費税を課さないことで課税価格の算出を避け、手続きを大幅に簡素化する制度) TPP加盟国は税関システムの電子化、相互接続は必須とする。

6. 提出意見⑤

該当する交渉分野

貿易円滑化③

意見

(該当国)米国

(現状・問題点)米国ではシェールガス開発促進に伴うLNG輸出事業の具体化案件が数件計画されている。

現在同国からのLNG輸出先は自由貿易協定(FTA)加盟国に限定されている。本邦はFTA加盟国ではない。

(要望)TPPに対しFTA同様の効果、即ちエネルギー輸出に関し、特定の2カ国間で行われる関税撤廃や数量制限などの貿易障壁撤廃効果を希望する。

7. 提出意見⑥

該当する交渉分野

貿易円滑化④

意見

(該当国)ベトナム

(現状・問題点)自動車完成車の輸入の際に求められる安全・品質並びに環境性能を保証するために求められる書類が多岐に渡り、且つ、担当官や税関毎に提出を求められる書類や解釈が異なる。また、2013年度春頃より、完成車そのものの現物確認が非常に細かく且つ厳しくなり、書類と現物との照合のため完成車エンジンを分解することが求められるケースもあった。更に、完成車を輸入する度に、都度、実車で安全・品質テストを求められる可能性も出てきている。このままでは、新車として販売出来なくなる可能性もあり、また膨大な時間・労力・費用がかかってしまう。

(要望)分解を伴うような詳細な検査を求めず、これまで同様の書類審査並びに簡易的な検査をもって輸入手続きを完了して頂きたい。また、安全・品質・環境面で疑問点、確認点等あれば生産者が発行する書面にて了解頂きたい。

8. 提出意見⑦

該当する交渉分野

貿易手続

意見

(該当国)ベトナム

(現状・問題点)電子部品、製品の貿易手続きに時間を要する。

(要望)お役所仕事の効率化。

電子機器市場は、製品ライフサイクルの短命化、在庫回転率のアップによるキャッシュフロー経営が進んでおり、世界の市場動向にシンクロナイズした貿易手続きの迅速化・簡素化が強く望まれる。

9. 提出意見⑧

該当する交渉分野

貿易一般

意見

(該当国)米国、日本等

(現状・問題点)AEO(注1)制度が各国で異なり、また一国で資格を持っていても、他国では全く適用されず、一から取得する必要がある。具体的には、米国と日本では制度が全く異なり、米国でC-TPAT(注2)を持っていても日本での輸入において優遇措置は受けられない。(注1) AEO制度

Authorized Economic Operatorの略称。物品のサプライチェーンにおいて安全基準を遵守しているとして税関当局等が認定した輸出入者、運送業者、倉庫業者等に対し、税関手続の簡素化やセキュリティに関連する優遇等の便益を付与する制度。

(注2) C-TPAT

Customs-Trade Partnership Against Terrorismの略称。輸出国から米国に至る物流におけるセキュリティ強化を目的とした官民共同の任意の取組みで、米関税局はC-TPATプログラム参加企業に対し、円滑な輸入通関など種々ベネフィットを提供。

(要望)各国のAEO制度がある程度統一される事が望ましい。その上で、相互利用の促進、他国での優遇措置を付与すること。セキュリティコントロールを行いながら、優良な貿易者に対する手続きの効率化・貿易の促進を図って欲しい。

10. 提出意見⑨

該当する交渉分野

貿易一般

意見

(該当国)米国

(現状・問題点)現在、日本製ラインパイプ用大径溶接鋼管(30.8%)及び日本製一般配管/圧力配管用並びにラインパイプ用継目無鋼管(Large Diameter 107.8%、Small Diameter 106.7%)に対しアンチダンピング税が課されている。

大径溶接鋼管については、今般、正に5年目のアンチダンピング税見直しが始まったところで、9月に結論が下される予定。取引ができない他、競争制限により、米国企業にとっても国際市場価格よりも高い、或いは、品質的に劣る他国製品を購入せざるを得ない状況が継続・発生している。

大径溶接鋼管については、先般インドより輸入した鋼管に品質不具合が確認され、追加検査・取替工事といった事態が発生し、追加費用もさることながら、米国パイプラインの安全性への影響も心配される。

11. 提出意見⑩

該当する交渉分野

投資

意見

(該当国)米国他

(現状・問題点)武器輸出三原則により、関連の対内外投融資ができない。

(要望)武器輸出三原則による対内外投融資規制の緩和を要望。

12. 提出意見⑪

該当する交渉分野

投資

意見

(該当国)ベトナム

(現状・問題点)租税条約が遵守されていない。

例えば“外国契約者税”等ではRoyalty等を除き、本来、物販・一般サービス等は“PEなければ課税なし”と二国間租税条約の合意事項となっているにも拘らず、課税されてしまうし、免税とするためには中々受理されない“届出”が求められる。

(要望)租税条約を“尊”守願いたい。

13. 提出意見⑫

該当する交渉分野

労働

意見

(該当国)オーストラリア

(現状・問題点)外国人労働者に対する長期就労ビザの発給を厳格化しようとの動きがある。

(要望)457ビザ取得に関する規制の緩和、ビザ発給手続きの簡素化。

14. 提出意見⑬

該当する交渉分野

労働

意見

(該当国)ベトナム

(現状・問題点)

- ・残業時間が年間200時間(特別申請で300時間)までに制限されている。
- ・労働契約2回目更新時点で無期限雇用となる。

(要望)

- ・残業時間上限を少なくとも近隣諸国レベルまでには引き上げ。
- ・雇用契約自動無期限化の撤廃。有期限雇用の継続。

15. 提出意見⑭

該当する交渉分野

整備すべきルール

意見

(現状・問題点)TPP現加盟中6カ国(チリ、ブルネイ、ベトナム、ペルー、カナダ、メキシコ)、並びに今後加盟が予想される他諸国においては、日本本社への配当金に源泉税が課されている。海外子会社配当益金不算入制度導入後、当該源泉税は外国税額控除の適用外となり、税コストが発生する。

利益剰余金を全額進出先での再投資に使用しないケースが有り得ること、カントリーリスク、並びに日本の資本収支の観点からも税コストを最低限にした本国への還流が必要と捉えている。

(要望)一定の条件下での(例えば、一定割合以上の出資比率等)源泉ゼロ税率での適用を受けられるよう租税条約の締結、或いは締結済み条約の改善交渉を行って欲しい。

以下は関連情報として記載させていただきます。

16. 提出意見⑮

該当する交渉分野

物品市場アクセス

意見

(該当国)日本

(現状・問題点)日本向けニッケル地金輸入について。

ニッケル地金(HS Code : 75.02.10)

<現行輸入関税>

協定税率 : ￥44,000/トン

特惠税率 : ￥26,400/トン

特別特惠税率 : ゼロ

輸入関税が、一律ゼロとなった場合、ニッケル輸出大国であるカナダ、豪州などからの日本への輸入が大幅増となり、特別特惠税率適用の最貧国(マダガスカル)からの輸入が減少する恐れ有り。

(要望)最貧国からの輸入を促進、支援する仕組みが別途必要。

以上

1. 組織名

一般社団法人 日本貿易会

2. 提出意見①

該当する交渉分野

原産地規則(東アジア地域)

意見

輸出に係る原産地証明取得を本邦地域別商工会議所で行わなくてはならず、電子化もされていない為非効率。
また特に輸入に於いて原産地証明の輸出側発給機関の印影が不明瞭である等の理由で証明書の信憑性が認められないケースがある。電子化等を通じた認証そのものの電子化を行う等の促進を頂きたい。

3. 提出意見②

該当する交渉分野

非関税障壁(ベトナム)

意見

国境税関での開庁時間が隣接国と違い手続に時間を要するケースが散見。
また、省により税関対応に濃淡があり、通関に時間を要するケースが多々ある。上述の改善対応を望む。

4. 提出意見③

該当する交渉分野

労働法(ベトナム)

意見

雇用者側にとり運用上、障害となる規定(時間外労働・集団的労働協約・賃金表・出産休暇延長)が多い。
また、外国人雇用に関する法令46号により、ベトナム人労働者の雇用促進を進める結果、外国人労働者の現地新規採用・就労許可の更新に煩雑な手続が必要。上述の改善対応を望む。

5. 提出意見④

該当する交渉分野

所得税(ベトナム)

意見

駐在員経費に関わるVAT及び日本での保険・年金に対する課税問題等、駐在員に対する個人所得税が高い。
また年度半ばの赴任・帰任者に対して当該年度12カ月分の全世界所得が課税対象となっている。上述の改善対応を望む。

6. 提出意見⑤

該当する交渉分野

原産地規制(カナダ)

意見

認定輸出者制度の導入等、信頼性を確保した上での手続の簡素化・迅速化が望ましい。

7. 提出意見⑥

該当する交渉分野

原産地規制(カナダ)

意見

環境保護コミットメントに関する、連邦・州のルール・窓口の違いによる、手続の遅れが散見されることを問題視しており、ルール・手続の明確化、一本化、ならびに技術対策・保険付与などに関する国レベルの支援体制の構築を要望する。(ルール・手続面に関しては、同国でも課題視しており、改善に向けた取り組みがなされている。)

8. 提出意見⑦

該当する交渉分野

自国産業保護による高関税等の制限(マレーシア)

意見

自国産業保護のため、「汎用合成樹脂」が関税で守られているケースが多く、海外品の汎用樹脂輸入に関してはLMW(一種の保税ライセンス。商社では取得ができません。)などを利用してCIF売りをせざるを得ない等の制限がある。「汎用合成樹脂」関税の見直し検討等、改善対応を望む。

9. 提出意見⑧

該当する交渉分野

投資(チリ)

意見

チリとは租税条約が締結されていない為、現地企業から本邦に対する送金(配当等)について、法人税に加え、追加源泉徴収税の課税があり、高率課税となる点。租税条約の締結を望む。

10. 提出意見⑨

該当する交渉分野

貿易の円滑化(米国)

意見

米国はLNGの輸出において現状、基本的にはFTA締結国向けに限り輸出を行っている為、FTA締結国以外への輸出を行う場合には、個別に輸出許可の取得が必要となる。米国とFTAを結んでいない日本への輸出は他締結国と比較し、困難である状況。

TPP参画によるLNG輸出許可の規制緩和。

団体名：日本貿易会

【別紙1（公開用）】

添付① 関税に関し以下削減・撤廃を要望いたします。

国名	品目	関税率	削減・撤廃を要望する理由
マレーシア	鉄又は非合金鋼のフラットロール製品	13.6%(JMEPAにより段階的に引き下げ中であり 2016年に Free となる見込)	関税削減・撤廃により当社輸出拡大が見込める。
豪州①	レール	5%	関税削減・撤廃により当社輸出拡大が見込める。
豪州②	フェノール	5%	関税削減・撤廃により当社輸出拡大が見込める。
カナダ	自動車	6.1%	関税削減・撤廃により当社輸出拡大が見込める。
ペルー	自動車	6% (JPEPAにより段階的に引き下げ中であり 2020年に Free となる見込)	関税削減・撤廃により当社輸出拡大が見込める。
メキシコ	貨物自動車(中古車等)	20% or 50% (JMEPAの除外品目)	関税削減・撤廃により当社輸出拡大が見込める。
米国①	玉軸受及びころ軸受	5.8% or 9.9%	関税削減・撤廃により当社輸出拡大が見込める。
米国②	除草剤	6.5% (一部は無税)	関税削減・撤廃により当社輸出拡大が見込める。
米国③	調整食料品	10% (一部は無税)	関税削減・撤廃により当社輸出拡大が見込める。
米国	非縮合チアゾ	6.5% (一部は	関税削減・撤廃により当社輸出拡大が見込める。

④	ール環を有する化合物	無税)	
米国 ⑤	鋳物用の鋳型又は中子の調製粘結剤並びに化学工業において生産される化学品及び調製品	6.5% (一部は無税)	関税削減・撤廃により当社輸出拡大が見込める。

添付② 貿易投資上の障壁につき以下を要望いたします。

【知財関係】

分野	医薬品
国名	インド
現状・問題点	<p>古くは医薬品自体の物質特許を認めなかったが、WTO加盟による TRIPS 順守が必要となった結果、2005年に当該物質特許を認めるように特許法を改正した。しかしながら、既存医薬に比して効能が高いものでないと特許を認めないという特段の定めがあり、さらには、欧米で導入されているエバーグリーンング（既存薬の新しい形態・用法・製法を新薬として特許申請する手法）が未導入である。</p> <p>従って、先進国の医薬メーカーにとって、収益性や事業予測性等に影響を及ぼしている。</p> <p>http://www.msf.or.jp/news/2012/02/5441.php#a02 http://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/chousa/pdf/tripschousahoukoku/h20_2_2_india_iryuhin_hogo.pdf</p>
要望	インドが発展途上国向けのジェネリックの製造工場となり、途上国の医療を支えている実情を考慮すべきであろうが、法律面でも段階的に国際ハーモナイズを図るべきである。

【投資関連】

分野	農産物
国名	中国、韓国、タイ、シンガポール、ベトナム等
現状・問題点	「植物の新品種の保護に関する国際条約（UPOV条約）」につき現行（91年）条約よりも保護対象が制限される旧（78年）条約にしか加盟していない中国や未

題点	加盟国との関係において TPP が実施されると、日本の育成者権が脅かされ、ひいては日本の農産物輸出に打撃を与え兼ねない。 http://upov.int/export/sites/upov/members/en/pdf/pub423.pdf http://mitsui.mgssi.com/issues/report/r1211x.pdf http://www.intra.mitsui.co.jp/tkzim/report/2011/110513q_hirata.pdf
要望	農産物については、前記問題点に照らし、UPOV の現行条約加盟国から段階的に実施する等の対策が好ましい。また、現行条約への加盟を促すべきである。

以上